

## 公 告

下記委託業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 11 月 10 日

沖縄県知事 翁長 雄志

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 4 階第 5 会議室
- (2) 日時 平成 27 年 11 月 20 日（金）13 時 30 分

### 2 入札参加資格提出の場所及び締切日

- (1) 場所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 3 階  
子ども生活福祉部 福祉政策課（長谷川、安里） \* 郵送可
- (2) 〆切 平成 27 年 11 月 13 日（金）17 時（必着）

### 3 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
沖縄県総合福祉センター電話交換機更新
- (2) 仕様等  
仕様書のとおり
- (3) 納期  
契約の日から平成 28 年 3 月 31 日迄。機器設置日は別途調整
- (4) 入札方法  
(2)の仕様について一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札参加者の資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。
- (3) 本事業の目的を踏まえた事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) なお、本件業務は二以上の者を構成員として結成された共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下の通りとする。
  - ア 全ての構成員が上記(1)から(3)を満たしていること。
  - イ 構成員が他の共同企業体の構成員として、または単独で本件入札業務に参加しな

いこと。

## 5 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに期間

### (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所

沖縄県ホームページに掲示。問合せは下記。

沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課 福祉支援班 (長谷川、安里)

時間：9:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

TEL：098-866-2177 FAX：098-866-2758 E-mail：aa030100@pref.okinawa.lg.jp

## 6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、「沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）」（以下「財務規則」という。）第100条により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

(2) 但し、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

## 7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 連合その他不正の行為があった入札

(9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

## 8 その他

(1) この公告による入札参加を希望する者は、事前に「一般競争入札参加資格確認申請書」「納入実績証明書」「機能証明書」を**平成27年11月13日(金)午後5時まで**に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課に持参あるいは郵送で提出すること。

(2) (1)により提出された書類については審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(4) 詳細については入札説明書による。

以上